

全国科学博物館協議会会則

昭和46年4月6日	制 定
昭和56年7月1日	一部改正
平成22年2月25日	一部改正
平成28年3月31日	一部改正
平成29年2月16日	一部改正
令和3年6月2日	一部改正

第1条 本会は、全国科学博物館協議会と称する。

第2条 本会は、事務局を理事長館におく。

第3条 本会は、全国の自然史及び理工系博物館並びにこれらを包含する総合博物館(科学博物館の機能をもつ科学教育施設等を含む。以下同じ。)が相互の連絡協調を密にして博物館事業の振興に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一 調査、研究及び情報の交換
- 二 資料、文献等の交換及び貸借の斡旋
- 三 研究会、講演会等の開催
- 四 自然史及び理工系博物館に関する普及広報
- 五 機関紙の発行及び研究成果の発表
- 六 その他の博物館事業振興に必要な事業

第5条 会員は正会員、維持会員及び購読会員とする。また、名誉会員を置くことができる。

2 正会員は、自然史及び理工系博物館並びにこれらを包含する総合博物館とする。

3 正会員は、別に定める会費又はこれに相当する実費を負担するものとする。

4 維持会員は、本会の趣旨に賛同し、別に定める維持会費を負担するものとする。

5 購読会員は、本会の趣旨に賛同し、別に定める購読会費を負担するものとする。

6 名誉会員は、長きにわたり本会の運営に従事し、本会の存続と発展に多大な貢献したと理事会によって認められた者とし、会費は負担しないものとする。

第6条 本会に理事館および監事館を置く。また、顧問を置くことができる。

2 理事館、監事館は、総会において正会員の中から選出する。

3 理事館、監事館の代表者をそれぞれ理事、監事とする。

- 4 理事長館は、理事会において、理事館の中から選出する。理事長館の代表者を理事長とし、理事長は、本会を代表する。理事長に事故があったときは、あらかじめ理事長が指名した理事が、本会を代表する。
- 5 顧問は、理事会において、名誉会員の中から選出する。
- 6 理事長、理事及び監事、顧問の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 7 理事及び監事は、任期終了後も後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

第7条 本会の運営は、理事会がこれに当たる。

- 2 本会の常務は、理事会が選出した常務理事がこれに当たる。
- 3 本会の会計監査は、監事がこれに当たる。
- 4 理事会の運営については別途定める。

第8条 本会は、毎年2回総会を開く。

- 2 理事長が必要と認めたとき、臨時に総会を開くことができる。
- 3 総会は、本会の予算、事業計画及び決算、事業報告その他重要事項を決議し、又は承認する。
- 4 購読会員は総会で意見を述べるができるが、議決権はないものとする。
- 5 総会の運営については別途定める。

第9条 本会には、自然史部会及び理工学部会その他必要とする部会をおくことができる。

- 2 部会長は、理事の中から適任者を理事会で決める。
- 3 部会の運営について必要な事項は、それぞれの部会が定める。

第10条 本会の経費は、別に定める会費又はこれに相当する実費、寄附金、その他の収入をもって当てる。

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第12条 本会は、特定の事業を行うに当たり一般の収入支出と区分して経理する必要がある場合に、総会の承認を得て特別会計を設けることができる。

第13条 本会則の変更は、理事会の議を経て総会の承認を得なければならない。

附 則

本会則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、昭和56年7月2日から施行する。

附 則

本会則は、平成２２年２月２６日から施行する。

附 則

本会則は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

本会則は、平成２９年２月１７日から施行する。

附 則

本会則は、令和３年６月２日から施行する。

全国科学博物館協議会会費規程

昭和46年 4月 1日 制 定
平成 6年 3月 2日 一部改正
平成28年2月29日 一部改正

会則第5条第3項、第4項、第10条の規定により、会費又はこれに相当する実費、購読会費及び維持会費を次のように定める。

1 理事長館	60,000円
2 理事館（監事館を含む。）、国立及び都道府県立、指定都市立の博物館 又は教育施設等	20,000円以上
3 その他の博物館又は教育施設等	10,000円
4 購読会員	4,000円
5 維持会員	50,000円以上
6 名誉会員	会費は徴収しない

附 則

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和56年7月2日から施行し、昭和57年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成6年3月3日から施行し、平成6年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成28年3月31日から施行し、平成28年4月1日から実施する。

全国科学博物館協議会理事会運営規程

平成29年2月16日 制 定

第1条 この規程は、全国科学博物館協議会会則（以下、「会則」という。）第7条第4項の規定に基づき、理事会を開催する際に必要な手順や、円滑な運営の要領を定めることを目的とする。

第2条 理事会とは、全国科学博物館協議会（以下、「本会」という。）が行う通常理事会及び臨時理事会をいう。

第3条 理事会は、理事長、理事及び監事（以下、「役員」という。）をもって構成する。

2 理事会には、顧問を出席させることができる。

3 理事会には、必要に応じ、役員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

第4条 理事会は、会則に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を決議し、又は承認する。

第5条 通常理事会は、年2回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号の一に該当するときに開催する。

一 理事長が必要と認め招集の請求をしたとき

二 理事長を除く役員のうち5分の1以上から理事会の目的を記載した書面により請求をしたとき

3 臨時理事会は、インターネット等の通信回線を使用しての審議、決議をもって代えることができる。

4 前項の運用については別途定める。

第6条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、会則第6条4項に定める者が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、前条第2項第2号の規程による請求があったときは、その請求があった日から90日以内に理事会の招集を通知しなければならない。

第7条 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の10日前までに役員に通知しなければならない。

2 前項の書面による通知に代えて、インターネット等の通信回線を使用した方法により通知することができる。

第8条 理事会は、議決権を有する役員と委任状提出者の合計が、議決権を有する役員総数の過半数により成立する。

第9条 役員は、やむを得ず理事会に出席できない場合、次の各号の一該当するときに出席したものとみなす。

- 一 所属する機関のうちから当該役員が書面をもって指名した者が出席したとき
- 二 委任状を提出して他の構成メンバーに表決を委任したとき

第10条 委任状は、役員の記名によるものとする。

2 委任状は、受任者の名前の記載なき場合及び期限までに提出がない場合は、理事長に委任したものとみなす。

第11条 事務局は、理事会の出席者の確認を行い、委任状の数をもとにした成立要件について理事長に報告しなければならない。

第12条 理事会の議事進行は、理事長が行う。

第13条 理事会の議事は、議決権を有する会員の過半数の承認をもって決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

附 則

本規程は、平成29年4月1日より施行する。

全国科学博物館協議会総会運営規程

平成29年2月16日 制 定

令和7年2月12日 一部改正

第1条 この規程は、全国科学博物館協議会会則第8条第5項の規定に基づき、総会を開催する際に必要な手順や、円滑な運営の要領を定めることを目的とする。

第2条 総会とは、全国科学博物館協議会（以下、「本会」という。）が行う通常総会及び臨時総会をいう。

第3条 総会は、正会員、維持会員及び名誉会員を構成員とする。購読会員も出席し意見を述べるができるが、議決権は有しない。

第4条 総会は、会則に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を決議し、又は承認する。

第5条 通常総会は、年2回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当するときに開催する。

一 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき

二 正会員の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求をしたとき

第6条 総会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項の規定による請求があったときは、90日以内に臨時総会を招集しなければならない。

第7条 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の10日前までに会員に通知しなければならない。

2 前項の書面による通知に代えて、インターネット等の通信回線を使用した方法により通知することができる。

第8条 総会は、議決権を有する会員と委任状提出者の合計が、議決権を有する会員総数の過半数により成立する。

第9条 総会の構成員は、やむを得ず総会に出席できない場合、委任状を提出して他の構成員に表決を委任することができる。

2 委任状を提出した者は、総会に出席したものとみなす。ただし、受任者の名前の記載なき場合及び期限までに委任状の提出がない場合は、理事長に委任したものとみなす。

3 委任状は、各会員の代表者の記名によるものとし、定められた期日までに事務局に提出されたものを有効とする。

第10条 事務局は、総会の出席者の確認を会員種別ごとに行い、委任状の数をもとに成立要件について理事長に報告しなければならない。

第11条 総会の議事進行は、理事長が行う。

2 理事長は、速やかな議事進行に務める。また、理事長は、議事進行を著しく乱す者に対してその言動を制止させ、あるいは総会会場から退席させることができる。

第12条 総会での発言は、理事長の許可を必要とする。

第13条 総会の議事は、議決権を有する会員の過半数の承認をもって決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

2 以下の議案の場合は、正会員総数の4分の3以上の賛同を必要とする。

- 一 役員の罷免
- 二 会員の除名
- 三 本会の解散

附 則

本規程は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

本規程は、令和7年4月1日より施行する。